

# 東南アジア史学会会報

1991年5月

第54号

## 目 次

1990年度秋季会員総会摘録	(1)
第13期第2回委員会摘録	(2)
1990年度会計中間報告	(3)

### 第44回研究大会報告

プログラム	(4)
-------	-----

#### 個人研究発表要旨

南詔国後半期の動向	林 謙一郎 (5)
ポスト・アンコール期カンボジアの諸タイトルについて	北川 香子 (6)
'ティッパン・マウン・ワ' セインティンと1930年代のビルマ社会	高橋 ゆり (6)
ナコンシータマラートの南進策	黒田 景子 (7)
カルティニの「世界認識」の形成過程について	富永 泰代 (8)
イサーンにおけるエスニシティ研究の課題	綾部 恒雄 (8)

#### 共通論題 「植民地期東南アジア経済と企業活動・企業法」報告要旨

植民地期マレーシア・シンガポールの会社法	安田 信之 (9)
インドシナ銀行と植民地開発	権上 康男 (10)
経営代理制度と植民地資本	小池 賢治 (10)
植民地期東南アジアへの日系企業の進出	清水 元 (11)
戦前期タイの登記企業分析：1912-33年	末廣 昭 (12)

### 資料・研究短報

東南アジア・イスラーム研究会の活動報告（1989-90）	中村 光男 (12)
「早稲田大学東南アジア地域研究者フォーラム」の活動	山田 均 (14)
「タイ・セミナー'90」開催さる	北原 淳・赤木 攻 (16)

地区例会・研究会活動状況	(17)
新入会員・住所変更等	(19)

# 東南アジア史学会会報

1991年5月

第54号

## 目 次

1990年度秋季会員総会摘録	(1)
第13期第2回委員会摘録	(2)
1990年度会計中間報告	(3)

### 第44回研究大会報告

プログラム	(4)
-------	-----

#### 個人研究発表要旨

南詔国後半期の動向	林 謙一郎 (5)
ポスト・アンコール期カンボジアの諸タイトルについて	北川 香子 (6)
'ティッパン・マウン・ワ' セインティンと1930年代のビルマ社会	高橋 ゆり (6)
ナコンシータマラートの南進策	黒田 景子 (7)
カルティニの「世界認識」の形成過程について	富永 泰代 (8)
イサーンにおけるエスニシティ研究の課題	綾部 恒雄 (8)

#### 共通論題 「植民地期東南アジア経済と企業活動・企業法」報告要旨

植民地期マレーシア・シンガポールの会社法	安田 信之 (9)
インドシナ銀行と植民地開発	権上 康男 (10)
経営代理制度と植民地資本	小池 賢治 (10)
植民地期東南アジアへの日系企業の進出	清水 元 (11)
戦前期タイの登記企業分析：1912-33年	末廣 昭 (12)

### 資料・研究短報

東南アジア・イスラーム研究会の活動報告（1989-90）	中村 光男 (12)
「早稲田大学東南アジア地域研究者フォーラム」の活動	山田 均 (14)
「タイ・セミナー'90」開催さる	北原 淳・赤木 攻 (16)

地区例会・研究会活動状況	(17)
新入会員・住所変更等	(19)

---

## 1990年度秋季会員総会摘録

---

1990年度秋季会員総会が、1990年12月2日槻木瑞生会員を議長として東京女子大学で開催され、次の議事をはかった。

### 《報告事項》

1. 明石会長に代わって伊東庶務委員より、植村泰夫中国・四国地区委員の海外留学にともない、同委員より出された退任願いを受理し、中国・四国地区委員を1990年10月1日付けで高谷紀夫会員に委嘱する旨の報告があった。植村会員は、1991年9月帰国の予定であるが、高谷委員の任期は、1991年12月31日までとすることで了承された。
2. 伊東庶務委員より、現会員数は1990年12月2日現在346名であること、会報53号を発行したことが報告された。また、今回研究大会案内ポスターを会員への大会案内状に封入したが、郵送費が嵩む等の問題があつたため、次回からは特定研究機関を中心的に重点的に送付することで了承された。
3. 深見会計委員より1990年度会計に関する11月20日現在での中間報告（3頁参照）があつた。
4. 池端編集委員より、『東南アジア—歴史と文化』20号の編集状況についての報告があつた。『東南アジア—歴史と文化』の原稿締切は毎年10月30日であるのでこれを銘記され、今後厳守願いたい旨の要請があつた。また『東南アジア—歴史と文化』の第13、14、15の各号については特に在庫が多いので、会員各位の関係する図書館や研究室の所蔵を点検し、欠号の場合には補充するなどして、在庫減少に御協力願いたい旨、さらには第2、3、4、5、6、7、8、16、17、18、19号も先の三号ほどではないが、まだ十分在庫があるので、このほうの購入についても併せて要請された。
5. 石井涉外・学術情報担当委員より、IAHA会長の意向として、1994年もしくは1995年のIAHA大会を日本で開催して戴きたいとの要望がある旨の説明があつた。これまでの経緯からして、前向きに検討するということで了承された。

### 《審議事項》

#### I. 1991年春季研究大会（第45回）について

日時は1991年6月1日(土)2日(日)の両日とし、東京大学本郷キャンパス内にある山上会館で開催する。形式については従来通り初日を自由研究発表、二日目をシンポジウムとし、後者のテーマは、1991年秋に開催される25周年記念大会の準備という位置づけのもとに、「東南アジア史の中のベトナム」(仮題)とする。以上の案が桜井大会委員より諮られ、承認された。

#### II. 創立25周年記念大会について

土屋大会委員より日時、場所、内容について以下の説明があり、承認された。

- (1)1991年11月30日と12月1日、南山大学を会場として、初日の午前中は自由研究発表、その日の午後と二日目はシンポジウムとする。
- (2)シンポジウムは「東南アジア史研究の回顧と展望」(仮題)なるテーマのもとに、この25年間を通じての東南アジア史研究における主要課題と現段階での問題点を整理

し検討することによって、会員の共通理解を深めることを目的とする。サブテーマについては今後さらに検討をくわえる。

(3)創立25周年を記念して、1991年11月29日(金)の夜に名古屋で、東南アジア史学の意味を広く一般に浸潤させるため、他の団体(名古屋国際センター)と共に市民向けの公開記念講演会を開催する。

(4)宿泊については、11月30日の朝から記念研究大会が開始できるよう29日の夜に集合し、会員間の交流促進のためにも、なるべく一ヶ所にまとまるよう大会準備委員会事務局で配慮する。

### III. 研究助成基金の設立について。

伊東庶務委員より、本基金の設立構想は、前期委員会のもとに設けられた将来計画検討委員会の答申のなかに示されていること、及びこれを具体化すべく作成された「東南アジア史学会研究助成基金規程(案)」と「東南アジア史学会研究助成基金に関する内規(案)」について説明があった。基金を早急に形成するために、会員からの寄付金のみならず、学会一般会計から百万円を繰り入れることを計画していることも併せて説明がなされた。

以上について、事は重要事項に属するため、総会に出席されなかった会員の方々の意見も広く聴取したうえで、再度次の会員総会で審議した方がよいということになった。ただこの基金の設立は、東南アジア史学会の今後の発展を促進する重要な構想であるので、設置へ向けて前向きに作業を進めることができることが承認された。

### IV. 日本学術会議会員候補者の推薦について

前回の例に倣い、会員候補者を前会長の生田 滋会員、推薦人に前々会長の石井米雄会員、推薦予備人に現会長の明石陽至会員にお願いすることで、了承された。

---

### 第13期第2回委員会摘録

---

1990年12月1日と2日の両日、東京女子大学で初日は会長が、二日目は石井米雄委員が議長となり、総会案件について審議した。

研究助成基金構想については、基金を早急に形成するために、会員からの寄付金のみならず、学会一般会計からの繰入金も一部充当すべきであること、およびできるだけ早くこの事業を開始するため、当初は、形成された基金に応じて助成が行えるようすべきであるという意見が出された。これにより、「研究助成基金規程」(第一案)の第1条第2項、「研究助成基金に関する内規」(第一案)第2条第1項、同第3条の(2)を修正するとともに、同第3条の(3)「前号の旅費は交通費及び宿泊費とし、交通費は本人の居住地から研究大会会場までの往復運賃を支給し、宿泊費は文部省科学研究費補助金の宿泊料に準じて支給する」を削除し、規程、内規とも1992年1月1日から施行することで12月2日の会員総会に諮ることが、了承された。

## 1990年度会計中間報告

会計委員 深見純生

### 会計中間報告

1990年12月1日

(1990年1月1日～1990年11月20日)

I. 収入の部	円
会員会費	1214,500
貯金利子	18,727
会誌バックナンバー売上	35,600
業績目録（旧）売上	5,600
同（新）売上	8,800
会員名簿（新）売上	2,000
前年度繰越金	1,758,009
	3,043,236

II. 支出の部	円
第43回大会予報費	24,600
会報No.52, 第43回大会プログラム・	
ポスター印刷費および発送費	231,221
第43回大会費	87,780
第44回大会予報費	14,350
会報No.53, 第44回大会プログラム・	
ポスター印刷費および発送費	295,290
『東南アジア歴史と文化』	
19号誌代	973,440
同 文献目録作成費	8,269
会費徴収費	1,500
会員名簿コンピューター入力費	15,000
通信費	33,559
事務費	25,536
計	1,710,545
差引残高	1,332,691
	3,043,236

---

## 第44回研究大会報告

---

東南アジア史学会第44回研究大会は、1990年12月1日と2日の両日、東京女子大学善福寺キャンパスで開催された。プログラムと発表要旨は以下の通りである。

### 12月1日(土)

12:30 受付開始

13:30 開会の辞 大会準備委員長 鈴木 恒之 (東京女子大学)

### 自由研究発表

13:40 南詔国後半期の動向—対外関係をめぐって— 京都大学大学院 林 謙一郎

14:20 ポスト・アンコール期カンボジアの諸タイトルについて 東京大学大学院 北川 香子

15:00 休憩

15:15 'ティッパン・マウン・ワ'セインティンと1930年代のビルマ社会 東京外国語大学研究生 高橋 ゆり

15:55 ナコンシータマラートの南進策  
—19世紀前半のマレー半島中部交易圏の一変化について— 大阪外国語大学非常勤講師 黒田 景子

16:35 カルティニの知識・世界認識の形成過程について 関西学院大学非常勤講師 富永 泰代

17:15 イサーンにおけるエスニシティ研究の課題  
—タイ国における民族集団の分類と国民国家— 筑波大学 綾部 恒雄

18:30 懇親会

### 12月2日(日)

#### 共通論題 植民地期東南アジア経済と企業活動・企業法

9:00 受付開始

9:30 趣旨説明 大阪市立大学 末廣 昭

9:40 アジア会社法の比較—歴史的接近— アジア経済研究所 安田 信之

10:15 インドシナ銀行と植民地開発 横浜国立大学 権上 康男

10:50 経営代理制度と植民地資本 アジア経済研究所 小池 賢治

11:25 戦前期東南アジアと日本企業 アジア経済研究所 清水 元  
12:00 昼食（委員会）  
13:00 会員総会  
14:00 戦前期タイの登記企業分析 大阪市立大学 末廣 昭  
14:30 総合討論  
16:00 閉会の辞

#### 個人研究発表要旨

#### 南詔国後半期の動向

—対外関係をめぐって— 林謙一郎

本発表の目的は、今日に至るまで一貫した理解の得られていない南詔国後半期、とくに同時期の唐に対するさかんな軍事行動を引き起こした原因を究明し、あわせて8～9世紀のアジア史上において南詔国のもつ意義を明らかにしようとするものである。

南詔国の王族蒙氏は8世紀の前半に大理盆地南東部に進出した。同地には従来より土着の有力氏族の連合が存在していたが、蒙氏は唐の援助も得て、これを吸収合併して大理盆地一帯を統合することに成功した。チベットの吐蕃王朝と係争中であった唐にとって、これは蒙氏を利用して雲南地方の安定をはかるものであった。南詔国は751年にいったん吐蕃と友好関係を結ぶが、794年には再び唐に帰附する。ここでも唐側には南詔国およびウイグルと結ぶことによって吐蕃を孤立させようという意図がみられる。

9世紀初頭には南詔国は毎年のように唐への朝貢を行い、多大の利益を得ていた。唐側もこれを厚遇していたが、822年に唐一吐蕃間に会盟が成立し、以後吐蕃の勢力が低下するにつれて南詔国の存在意義は失われていく。当時の南詔王豊祐・世隆は吐蕃にかわって自らが脅威となることによって唐との関係を有利に進めようとしたものと考えられる。

このように、唐一吐蕃関係という限定された形であるとはいえる、常に外世界との政治的関係を軸として進行する点に南詔国の歴史の特色・重要性が見いだされる。なお交易ルートの掌握による利益がこの政権の経済的基盤のひとつであったことは十分予想されるが、それが上記のような関係において中心的役割を果たしたとは言い難い。

世隆の死後南詔国の対外活動は急速に終息する。唐との関係にかわる新たな権威の源泉を模索した結果、末期には南詔王は伝統的・宗教的権威によりどころを求める。これは基本的には南詔国以前の白蛮連合の路線に連なるものであり、すでに蒙氏の王たる根拠は失われていた。大理国は南詔国末期の体制が白蛮有力氏族によって継承されたものであり、その意味では雲南民族の自律的発展のひとつの極致と見られるが、南詔国時代とは異なり国際政治上における自らの位置を見いだすことはできなかった。

11:25 戦前期東南アジアと日本企業 アジア経済研究所 清水 元  
12:00 昼食（委員会）  
13:00 会員総会  
14:00 戦前期タイの登記企業分析 大阪市立大学 末廣 昭  
14:30 総合討論  
16:00 閉会の辞

#### 個人研究発表要旨

#### 南詔国後半期の動向

—対外関係をめぐって— 林謙一郎

本発表の目的は、今日に至るまで一貫した理解の得られていない南詔国後半期、とくに同時期の唐に対するさかんな軍事行動を引き起こした原因を究明し、あわせて8～9世紀のアジア史上において南詔国のもつ意義を明らかにしようとするものである。

南詔国の王族蒙氏は8世紀の前半に大理盆地南東部に進出した。同地には従来より土着の有力氏族の連合が存在していたが、蒙氏は唐の援助も得て、これを吸収合併して大理盆地一帯を統合することに成功した。チベットの吐蕃王朝と係争中であった唐にとって、これは蒙氏を利用して雲南地方の安定をはかるものであった。南詔国は751年にいったん吐蕃と友好関係を結ぶが、794年には再び唐に帰附する。ここでも唐側には南詔国およびウイグルと結ぶことによって吐蕃を孤立させようという意図がみられる。

9世紀初頭には南詔国は毎年のように唐への朝貢を行い、多大の利益を得ていた。唐側もこれを厚遇していたが、822年に唐一吐蕃間に会盟が成立し、以後吐蕃の勢力が低下するにつれて南詔国の存在意義は失われていく。当時の南詔王豊祐・世隆は吐蕃にかわって自らが脅威となることによって唐との関係を有利に進めようとしたものと考えられる。

このように、唐一吐蕃関係という限定された形であるとはいえる、常に外世界との政治的関係を軸として進行する点に南詔国の歴史の特色・重要性が見いだされる。なお交易ルートの掌握による利益がこの政権の経済的基盤のひとつであったことは十分予想されるが、それが上記のような関係において中心的役割を果たしたとは言い難い。

世隆の死後南詔国の対外活動は急速に終息する。唐との関係にかわる新たな権威の源泉を模索した結果、末期には南詔王は伝統的・宗教的権威によりどころを求める。これは基本的には南詔国以前の白蛮連合の路線に連なるものであり、すでに蒙氏の王たる根拠は失われていた。大理国は南詔国末期の体制が白蛮有力氏族によって継承されたものであり、その意味では雲南民族の自律的発展のひとつの極致と見られるが、南詔国時代とは異なり国際政治上における自らの位置を見いだすことはできなかった。

11:25 戦前期東南アジアと日本企業	アジア経済研究所 清水 元
12:00 昼食（委員会）	
13:00 会員総会	
14:00 戦前期タイの登記企業分析	大阪市立大学 末廣 昭
14:30 総合討論	
16:00 閉会の辞	

#### 個人研究発表要旨

#### 南詔国後半期の動向

—対外関係をめぐって—

林謙一郎

本発表の目的は、今日に至るまで一貫した理解の得られていない南詔国後半期、とくに同時期の唐に対するさかんな軍事行動を引き起こした原因を究明し、あわせて8～9世紀のアジア史上において南詔国のもつ意義を明らかにしようとするものである。

南詔国の王族蒙氏は8世紀の前半に大理盆地南東部に進出した。同地には従来より土着の有力氏族の連合が存在していたが、蒙氏は唐の援助も得て、これを吸収合併して大理盆地一帯を統合することに成功した。チベットの吐蕃王朝と係争中であった唐にとって、これは蒙氏を利用して雲南地方の安定をはかるものであった。南詔国は751年にいったん吐蕃と友好関係を結ぶが、794年には再び唐に帰附する。ここでも唐側には南詔国およびウイグルと結ぶことによって吐蕃を孤立させようという意図がみられる。

9世紀初頭には南詔国は毎年のように唐への朝貢を行い、多大の利益を得ていた。唐側もこれを厚遇していたが、822年に唐一吐蕃間に会盟が成立し、以後吐蕃の勢力が低下するにつれて南詔国の存在意義は失われていく。当時の南詔王豊祐・世隆は吐蕃にかわって自らが脅威となることによって唐との関係を有利に進めようとしたものと考えられる。

このように、唐一吐蕃関係という限定された形であるとはいえる、常に外世界との政治的関係を軸として進行する点に南詔国の歴史の特色・重要性が見いだされる。なお交易ルートの掌握による利益がこの政権の経済的基盤のひとつであったことは十分予想されるが、それが上記のような関係において中心的役割を果たしたとは言い難い。

世隆の死後南詔国の対外活動は急速に終息する。唐との関係にかわる新たな権威の源泉を模索した結果、末期には南詔王は伝統的・宗教的権威によりどころを求める。これは基本的には南詔国以前の白蛮連合の路線に連なるものであり、すでに蒙氏の王たる根拠は失われていた。大理国は南詔国末期の体制が白蛮有力氏族によって継承されたものであり、その意味では雲南民族の自律的発展のひとつの極致と見られるが、南詔国時代とは異なり国際政治上における自らの位置を見いだすことはできなかった。

## ポスト・アンコール期カンボジアの諸タイトルについて——北川香子

15世紀前半に Bana Y'at 王がアンコールの王都を放棄して以来、1863年にフランスの保護領下に入るまでのカンボジアをポスト・アンコール期といふ。

プレ・アンコール、アンコール期からのカンボジア史の流れを見た場合に、アンコール期とポスト・アンコール期の間は断絶するのか、連続するものなのかという問題がある。D. P. Chandler は、13世紀～16世紀半ばまでの間に、カンボジアが経済的、対外関係的そしておそらくは社会的にも大きく変容したと主張している。

しかし、今までカンボジア国家を形成する各要素が、系譜論的に断絶か否かが論じられたことはなかった。そこで本発表では、(1)法典 Kram Srok、(2)アンコールワットの壁面に刻みこまれた15～18C の碑文、(3)法典 Chbap Tumnim Pi Bauran から、ポスト・アンコール期の称号をとりあげて整理・検討し、ポスト・アンコール期の社会を称号面から明らかにするとともに、アンコール期と断絶するか否かの考察を試みる。

以上3つの史料から、ポスト・アンコール期カンボジアの人々を、称号の上で次の3つのカテゴリーに分ける事ができる。

- (1) 10～6 haupean を占める上位の官人
- (2) 5～1 haupean を占める下位の官人
- (3) 官職にない者（女性・奴隸を含む）

この内(1)に属する人々の間での称号の変化はしばしば行われていたが、(2)に属する人々の間での称号の変化は見られなかった。また(1)と(3)、(2)と(3)の間での人々の動きは多く見られるようであるが、(1)と(2)の間での動きは見られず、この2つの間は全く断絶していると言える。

また Sahai の挙げるプレ・アンコール、ポスト・アンコール期の称号と比較するに、それらとポスト・アンコール期の称号との間の一致は見られなかった。以上より、アンコール期とポスト・アンコール期は称号の上では、全く断絶していると言える。

むしろ、ポスト・アンコール期の称号を見た場合、アユタヤと共に多くの人が多く、この事から、ポスト・アンコール期のカンボジアとアユタヤとは共通した称号圏を形成していたと言える。

## ‘ティッパン・マウン・ワ’ セインティンと1930年代のビルマ社会——高橋ゆり

東南アジアにおいて、植民地から独立国家へという社会体制の変動とそれに伴う既製概念の崩壊、価値観の激変は個人レベルではどのように受けとめられたのか。近代ビルマにおける、こうした個人の内面史の一例を探るのにティッパン・マウン・ワのペン・ネームで知られるセインティン（1899？～1942）の作品は数々のヒントを含んでいると言えよう。

セインティンは1930年代前半、イギリス植民地政府の公務員として勤務するかたわら、任地先で見聞した地方都市や農村・漁村の人間群像を多くの隨筆風短編小説に書き表し、

## ポスト・アンコール期カンボジアの諸タイトルについて——北川香子

15世紀前半に Bana Y'at 王がアンコールの王都を放棄して以来、1863年にフランスの保護領下に入るまでのカンボジアをポスト・アンコール期といふ。

プレ・アンコール、アンコール期からのカンボジア史の流れを見た場合に、アンコール期とポスト・アンコール期の間は断絶するのか、連続するものなのかという問題がある。D. P. Chandler は、13世紀～16世紀半ばまでの間に、カンボジアが経済的、対外関係的そしておそらくは社会的にも大きく変容したと主張している。

しかし、今までカンボジア国家を形成する各要素が、系譜論的に断絶か否かが論じられたことはなかった。そこで本発表では、(1)法典 Kram Srok、(2)アンコールワットの壁面に刻みこまれた15～18C の碑文、(3)法典 Chbap Tumnim Pi Bauran から、ポスト・アンコール期の称号をとりあげて整理・検討し、ポスト・アンコール期の社会を称号面から明らかにするとともに、アンコール期と断絶するか否かの考察を試みる。

以上3つの史料から、ポスト・アンコール期カンボジアの人々を、称号の上で次の3つのカテゴリーに分ける事ができる。

- (1) 10～6 haupean を占める上位の官人
- (2) 5～1 haupean を占める下位の官人
- (3) 官職にない者（女性・奴隸を含む）

この内(1)に属する人々の間での称号の変化はしばしば行われていたが、(2)に属する人々の間での称号の変化は見られなかった。また(1)と(3)、(2)と(3)の間での人々の動きは多く見られるようであるが、(1)と(2)の間での動きは見られず、この2つの間は全く断絶していると言える。

また Sahai の挙げるプレ・アンコール、ポスト・アンコール期の称号と比較するに、それらとポスト・アンコール期の称号との間の一致は見られなかった。以上より、アンコール期とポスト・アンコール期は称号の上では、全く断絶していると言える。

むしろ、ポスト・アンコール期の称号を見た場合、アユタヤと共に多くの人が多く、この事から、ポスト・アンコール期のカンボジアとアユタヤとは共通した称号圏を形成していたと言える。

## ‘ティッパン・マウン・ワ’ セインティンと1930年代のビルマ社会——高橋ゆり

東南アジアにおいて、植民地から独立国家へという社会体制の変動とそれに伴う既製概念の崩壊、価値観の激変は個人レベルではどのように受けとめられたのか。近代ビルマにおける、こうした個人の内面史の一例を探るのにティッパン・マウン・ワのペン・ネームで知られるセインティン（1899？～1942）の作品は数々のヒントを含んでいると言えよう。

セインティンは1930年代前半、イギリス植民地政府の公務員として勤務するかたわら、任地先で見聞した地方都市や農村・漁村の人間群像を多くの隨筆風短編小説に書き表し、

文学界に新風を吹き込む。ところが、ビルマが社会変動の加速度を増し始めた1930年代後半、彼はそれまで主だった社会批評的作品の創作をほとんど止め、代わりに自分の家庭生活に題材を求めた私小説的な作品を発表するようになる。中には自分の愛犬の生態を描いた作品も8編含まれている。しかしながら、この内、特に「愛の炎」(1936年)では若い犬たちの恋愛物語の裏にセインティンの自己の旧世代認識が読み取れ、また「別離」(1938年)では飼い主の引っ越しと犬たちのエピソードを通じ、当時もはや時流に遅れた作家として書く場所を失いかけていたセインティンの立場が象徴されているように思われる。

以上の作品はビルマ文学とビルマ社会の近代化を願いつつ、反植民地・独立へと向かう世相と相反してしまったセインティンの自己矛盾の苦悩や自我意識の反映であり、またこれらの作品が当時多くの読者を得たのは、時代の過渡期を不安気に生きたビルマ人の心情を代弁する面があったからと言えよう。

## ナコンシータマラートの南進策

—19世紀マレー半島中部交易圏の一変化について— 黒田景子

19世紀前半、マレー半島中部に位置するタイの有力地方国ナコンシータマラート(Nakhonsiithammarat)において、「Raja of Ligor」または「タークシンの息子」とも呼ばれる強力な国主ノーイが誕生した。彼は中央の副王勢力との繋がりを背景として、1811年から1839年までの南タイ=マレー半島中部の政治経営において独断的な政策を実行した。特に、1811年から1826年頃にかけて行われた一連の政策は顕著な南進傾向を示した。その政策はトラン国獲得、タラーン国再建に始まり、ライバルソンクラーに奪われていた一部のマレー系朝貢国の監督権を取り戻すとともに、ケダーに対して介入を行い、これを占領すること、さらにペラ、セラングールに対する軍事行動の計画と、パタルンの国主を身内におくことによって実質的な属国とすることであった。これらの政策の目的は、半島西海岸部のより南方にナコンシータマラートの政治的経済的な勢力を伸長させることであり、ケダーの例に見られるように、獲得した地域からの経済的な利益が特に重視された。その背景として、当時のナコンシータマラートはラーマ一世代からの断続的なビルマの攻撃に対して軍備充実などの備えが必要とされる一方、对中国貿易の好況を反映してタイ中央、あるいは对中国向けの交易品が強く要求されていた事情があった。その為には半島東西に港を必要としていたが、ビルマによってタラーン港が破壊されると、ナコンシータマラートが主として用いていたタラーンとシャム湾を結ぶ通商路が衰退し、さらに領民の減少、貿易収入の減少がおこった。一方、ライバルのソンクラーが属するペナン・ソンクラー・パタニを結ぶより南の通商路はペナンの発達につれてその重要性を増し、タラーンの破壊後はその機能までも吸収するようになった。ナコンシータマラートのノーイが積極的に南進策を行ったのは、このペナンに収束する半島中部の交易圏を独占することをねらったものである。

文学界に新風を吹き込む。ところが、ビルマが社会変動の加速度を増し始めた1930年代後半、彼はそれまで主だった社会批評的作品の創作をほとんど止め、代わりに自分の家庭生活に題材を求めた私小説的な作品を発表するようになる。中には自分の愛犬の生態を描いた作品も8編含まれている。しかしながら、この内、特に「愛の炎」(1936年)では若い犬たちの恋愛物語の裏にセインティンの自己の旧世代認識が読み取れ、また「別離」(1938年)では飼い主の引っ越しと犬たちのエピソードを通じ、当時もはや時流に遅れた作家として書く場所を失いかけていたセインティンの立場が象徴されているように思われる。

以上の作品はビルマ文学とビルマ社会の近代化を願いつつ、反植民地・独立へと向かう世相と相反してしまったセインティンの自己矛盾の苦悩や自我意識の反映であり、またこれらの作品が当時多くの読者を得たのは、時代の過渡期を不安気に生きたビルマ人の心情を代弁する面があったからと言えよう。

## ナコンシータマラートの南進策

—19世紀マレー半島中部交易圏の一変化について— 黒田景子

19世紀前半、マレー半島中部に位置するタイの有力地方国ナコンシータマラート(Nakhonsiithammarat)において、「Raja of Ligor」または「タークシンの息子」とも呼ばれる強力な国主ノーイが誕生した。彼は中央の副王勢力との繋がりを背景として、1811年から1839年までの南タイ=マレー半島中部の政治経営において独断的な政策を実行した。特に、1811年から1826年頃にかけて行われた一連の政策は顕著な南進傾向を示した。その政策はトラン国獲得、タラーン国再建に始まり、ライバルソンクラーに奪われていた一部のマレー系朝貢国の監督権を取り戻すとともに、ケダーに対して介入を行い、これを占領すること、さらにペラ、セラングールに対する軍事行動の計画と、パタルンの国主を身内におくことによって実質的な属国とすることであった。これらの政策の目的は、半島西海岸部のより南方にナコンシータマラートの政治的経済的な勢力を伸長させることであり、ケダーの例に見られるように、獲得した地域からの経済的な利益が特に重視された。その背景として、当時のナコンシータマラートはラーマ一世代からの断続的なビルマの攻撃に対して軍備充実などの備えが必要とされる一方、对中国貿易の好況を反映してタイ中央、あるいは对中国向けの交易品が強く要求されていた事情があった。その為には半島東西に港を必要としていたが、ビルマによってタラーン港が破壊されると、ナコンシータマラートが主として用いていたタラーンとシャム湾を結ぶ通商路が衰退し、さらに領民の減少、貿易収入の減少がおこった。一方、ライバルのソンクラーが属するペナン・ソンクラー・パタニを結ぶより南の通商路はペナンの発達につれてその重要性を増し、タラーンの破壊後はその機能までも吸収するようになった。ナコンシータマラートのノーイが積極的に南進策を行ったのは、このペナンに収束する半島中部の交易圏を独占することをねらったものである。

## カルティニの「世界認識」の形成過程について——富永泰代

オランダ語教育を受け、生涯の大部分をジャワ北岸のジェバラで過ごしたカルティニ (Kartini 1879~1904) が自己を確立するなかで、オランダ語の書物・雑誌・新聞に大きな影響をうけ、その中で彼女が現状認識をもつにいたった過程をとりあげる。

カルティニの死後、書簡集が1911年に出版されて以来、カルティニに対してさまざまなラベルが付けられてきたが、それは別にして本発表ではラベルの付けられる以前のカルティニだけをとりあげる。

カルティニが入手したオランダ語の出版物から得た知識や情報については、諸外国語からの翻訳のさかんなオランダの状況にも鑑みて、オランダを指向する限りにおいてこれらの知識を求めようとすれば、ほぼリアル・タイムで入手できる状況にあった。この事実を、これらの出版物の著作者や題目がその発行後短い期間でカルティニの書簡のなかに登場することを示しながら、具体的に明らかにしたい。

当時のジャワ社会ではプリヤイの女子の「閉居」の慣習や一夫多妻の家庭環境はふつうであったが、カルティニはこれに疑問をもち、19世紀末のヨーロッパ女性解放の思想に共鳴していった。当時、ヨーロッパでは女性の手によって小説が多数書かれるという現象がみられ、女性の地位についても論議され、女性についての小説や論評も書かれ、「新しい女性」が追求されていた。先ずこのことを明らかにし、次いで、これらの女性作家や雑誌をとりあげて、“emancipation”とカルティニのかかわりをみていくことにする。

オランダ語の出版物の情報をほぼリアル・タイムで読みとり、女性解放の思想を受容していくなかで、カルティニは自己とその社会を客観的に捉えることができるようになり、そしてそれをあらためて認識し、それがどのような方向へ動いていくかを思考し、彼女自身のビジョンを構築していったといえよう。

## イサーンにおけるエスニシティ研究の課題

——タイ国における民族集団の分類と国民国家—— 綾部恒雄

タイ国のイサーン (Isan. E-sarn) は東北地方をさす言葉であると同時に、この地方に住む人びとをさす言葉でもある。イサーンの住民は一般にラオ族 (Thai-Lao) だと思われているが、東北タイに住む1800万の住民中にラオ族が占める割合は約80%であり、他はタイ・コラート系、タイ・ヤイ系、タイ・ユアン系、プータイ系などのタイ系諸族、モン・クメール系、ベトナム系などの少数民族で構成されている。また、タイ・ラオ族は、ラオスのラオ族と民族の系統は同じであるが、自らをイサーンとよび、ラオ族から区別されることを好む。更にまた、同じタイ族の中でもプータイ族は、黒タイ族、ライ族などに下位区分されることが多い。このように複雑なイサーン地方におけるエスニシティを分類する場合には、①民族文化のカテゴリー、②民族集団のアイデンティティ、③国民国家、④西欧植民地主義、という4つの要素との相互関連が少くとも考察されな

## カルティニの「世界認識」の形成過程について——富永泰代

オランダ語教育を受け、生涯の大部分をジャワ北岸のジェバラで過ごしたカルティニ (Kartini 1879~1904) が自己を確立するなかで、オランダ語の書物・雑誌・新聞に大きな影響をうけ、その中で彼女が現状認識をもつにいたった過程をとりあげる。

カルティニの死後、書簡集が1911年に出版されて以来、カルティニに対してさまざまなラベルが付けられてきたが、それは別にして本発表ではラベルの付けられる以前のカルティニだけをとりあげる。

カルティニが入手したオランダ語の出版物から得た知識や情報については、諸外国語からの翻訳のさかんなオランダの状況にも鑑みて、オランダを指向する限りにおいてこれらの知識を求めようとすれば、ほぼリアル・タイムで入手できる状況にあった。この事実を、これらの出版物の著作者や題目がその発行後短い期間でカルティニの書簡のなかに登場することを示しながら、具体的に明らかにしたい。

当時のジャワ社会ではプリヤイの女子の「閉居」の慣習や一夫多妻の家庭環境はふつうであったが、カルティニはこれに疑問をもち、19世紀末のヨーロッパ女性解放の思想に共鳴していった。当時、ヨーロッパでは女性の手によって小説が多数書かれるという現象がみられ、女性の地位についても論議され、女性についての小説や論評も書かれ、「新しい女性」が追求されていた。先ずこのことを明らかにし、次いで、これらの女性作家や雑誌をとりあげて、“emancipation”とカルティニのかかわりをみていくことにする。

オランダ語の出版物の情報をほぼリアル・タイムで読みとり、女性解放の思想を受容していくなかで、カルティニは自己とその社会を客観的に捉えることができるようになり、そしてそれをあらためて認識し、それがどのような方向へ動いていくかを思考し、彼女自身のビジョンを構築していったといえよう。

## イサーンにおけるエスニシティ研究の課題

——タイ国における民族集団の分類と国民国家—— 綾部恒雄

タイ国のイサーン (Isan. E-sarn) は東北地方をさす言葉であると同時に、この地方に住む人びとをさす言葉でもある。イサーンの住民は一般にラオ族 (Thai-Lao) だと思われているが、東北タイに住む1800万の住民中にラオ族が占める割合は約80%であり、他はタイ・コラート系、タイ・ヤイ系、タイ・ユアン系、プータイ系などのタイ系諸族、モン・クメール系、ベトナム系などの少数民族で構成されている。また、タイ・ラオ族は、ラオスのラオ族と民族の系統は同じであるが、自らをイサーンとよび、ラオ族から区別されることを好む。更にまた、同じタイ族の中でもプータイ族は、黒タイ族、ライ族などに下位区分されることが多い。このように複雑なイサーン地方におけるエスニシティを分類する場合には、①民族文化のカテゴリー、②民族集団のアイデンティティ、③国民国家、④西欧植民地主義、という4つの要素との相互関連が少くとも考察されな

くてはならない。また何をもって相対的に独立した民族集団と同定するかについては、民族集団の客観的規準と主観的規準（アイデンティティ）が相補的に考慮されるべきであろう。当該民族集団の言語、社会構造、世界観など客観的属性の内容分析に、社会人類学的手法が有用であることはいうまでもない。本報告では、民族集団の概念を「国民国家の枠組みのなかで、他の同種の集団との相互行為的状況下に、その出自と文化的アイデンティティを共有している人々による集団」とし、こうした民族集団の表出する性格の総体をエスニシティとする立場に立っている。こうしたエスニシティ概念を導入した研究は、日本における東南アジア研究では、タイ国のイサーンの問題に限らず、まだその端緒についたばかりということができよう。なお、移民国家として成立した北米大陸の国民国家（アメリカ、カナダなど）における民族集団間関係を考察するコンセプトとして台頭してきたエスニシティ概念を東南アジア諸国に適用する場合、伝統的「言語民族文化のカテゴリー」と「西欧植民地主義」という2要素が、当該国民国家とエスニシティの間に介在する、特に重要なインターフェースとして考慮されなくてはならない。

#### 共通論題「植民地期東南アジア経済と企業活動・企業法」

##### 植民地期マレーシア・シンガポールの会社法——安田信之

知りうる限り、マレーシア・シンガポール会社法の中で最も古いものは当時の海峡植民地で制定された1889年の「会社令」(Companies Ordinance)であり、同法は1909年の全面改正を経て、1913年のマラヤ会社法に影響を及ぼしている。この後、両国の会社法は、同じくイギリス法系のオーストラリア法を全面的に採り入れた1965年のマレーシア会社法および1968年シンガポール会社法の制定まで、基本的にはイギリス本国の動きを、若干のタイムラグをもって、ほぼそのまま後追いするかたちで発展している。

この会社法の発展は、同様にイギリス植民地であったインドとは対象的である。インドでは、既に1913年法の制定の段階でイギリス法とは乖離しはじめ、1936年の改正さらに独立後の1956年の新会社法の制定によってそれとはかなり異なった政府統制色の強い会社法が生成されている。その中心的な課題は、企業家が会社という外皮をまといながら、株主の利益を犠牲にして自己増殖を図るという経営代理制（Managing Agency System）をいかに規制するかであった。

しかし、このような経営方式は、何もインドに限ったことではなく東南アジアの英系植民地企業はいうまでもなく、イギリス本国においてもしばしばみられる。それでは、何故これがインドにおいて規制され、少なくとも東南アジアにおいては全く放置されたか。

この理由としてインドにおいては植民地下において「土着」の資本が形成され、それが経営代理制と密接に関係しながら発展したのに対して、東南アジアにおいては、のような土着の資本の生成はなかったことがあげられる。英系資本は、資本を本国からないしそこ経由で調達する限りにおいて、そこでの「合理的な」規制を受けねばならなかった。また、この英系資本の下にあって積極的な企業活動を展開した「華僑企業」も、

くてはならない。また何をもって相対的に独立した民族集団と同定するかについては、民族集団の客観的規準と主観的規準（アイデンティティ）が相補的に考慮されるべきであろう。当該民族集団の言語、社会構造、世界観など客観的属性の内容分析に、社会人類学的手法が有用であることはいうまでもない。本報告では、民族集団の概念を「国民国家の枠組みのなかで、他の同種の集団との相互行為的状況下に、その出自と文化的アイデンティティを共有している人々による集団」とし、こうした民族集団の表出する性格の総体をエスニシティとする立場に立っている。こうしたエスニシティ概念を導入した研究は、日本における東南アジア研究では、タイ国のイサーンの問題に限らず、まだその端緒についたばかりということができよう。なお、移民国家として成立した北米大陸の国民国家（アメリカ、カナダなど）における民族集団間関係を考察するコンセプトとして台頭してきたエスニシティ概念を東南アジア諸国に適用する場合、伝統的「言語民族文化のカテゴリー」と「西欧植民地主義」という2要素が、当該国民国家とエスニシティの間に介在する、特に重要なインターフェースとして考慮されなくてはならない。

#### 共通論題「植民地期東南アジア経済と企業活動・企業法」

##### 植民地期マレーシア・シンガポールの会社法——安田信之

知りうる限り、マレーシア・シンガポール会社法の中で最も古いものは当時の海峡植民地で制定された1889年の「会社令」(Companies Ordinance)であり、同法は1909年の全面改正を経て、1913年のマラヤ会社法に影響を及ぼしている。この後、両国の会社法は、同じくイギリス法系のオーストラリア法を全面的に採り入れた1965年のマレーシア会社法および1968年シンガポール会社法の制定まで、基本的にはイギリス本国の動きを、若干のタイムラグをもって、ほぼそのまま後追いするかたちで発展している。

この会社法の発展は、同様にイギリス植民地であったインドとは対象的である。インドでは、既に1913年法の制定の段階でイギリス法とは乖離しはじめ、1936年の改正さらに独立後の1956年の新会社法の制定によってそれとはかなり異なった政府統制色の強い会社法が生成されている。その中心的な課題は、企業家が会社という外皮をまといながら、株主の利益を犠牲にして自己増殖を図るという経営代理制（Managing Agency System）をいかに規制するかであった。

しかし、このような経営方式は、何もインドに限ったことではなく東南アジアの英系植民地企業はいうまでもなく、イギリス本国においてもしばしばみられる。それでは、何故これがインドにおいて規制され、少なくとも東南アジアにおいては全く放置されたか。

この理由としてインドにおいては植民地下において「土着」の資本が形成され、それが経営代理制と密接に関係しながら発展したのに対して、東南アジアにおいては、のような土着の資本の生成はなかったことがあげられる。英系資本は、資本を本国からないしそこ経由で調達する限りにおいて、そこでの「合理的な」規制を受けねばならなかった。また、この英系資本の下にあって積極的な企業活動を展開した「華僑企業」も、

本質的には「外来」であり、そうである限り、植民地の公式の制度としての会社法よりも、自分たちの故郷の人的なネットワークと結合した「合股」などの非公式の制度を選好することはむしろ当然であった。そこでは、「会社法」自体が機能しうる経済的・社会的条件を欠いていたのである。

## インドシナ銀行と植民地開発

権上康男

インドシナ銀行は1875年に仏領コーチシナの発券銀行として設立された。設立したのはパリの2つの株式銀行である。同行は発足後しばらくは目立たない一植民地銀行としてとどまっていたが、1900年に通常の商業銀行業務の他に投資銀行業務を許されたのを契機に、以後大きな変貌を遂げる。すなわち、一方でスエズ以東のアジアの広域に支店網を広げるとともに、他方で、その活動の主要舞台となったインドシナ植民地において企業集団を組織し、植民地市場を独占的に支配する一大コンツェルンに成長する。この結果インドシナ植民地は、慎重さを旨とする特権銀行によって支配された、閉鎖的な、ダイナミズムを欠落させた市場と化し、とりわけ1930年代後半には、フランス本国政府および植民地政府が掲げる開発構想——自由な小農民の成長を基軸とする経済発展がその内容——とは似ても似つかぬ存在になろうとしていた。このようなインドシナ銀行の特異な発展とそれが植民地経済にもたらした影響は、フランスに特徴的な（とくにイギリスとは対照的な）銀行および通貨にかかわる2つの制度的な要因と深くかかわっていた。第1に、植民地銀行制度が「一植民地一（発券）銀行主義」をとっていたために、競争銀行の植民地参入が妨げられ、植民地（発券）銀行による金融市場の独占を許すことになった。第2に、フランスでは預金通貨の発達が遅く、第2次世界大戦にいたるまで銀行券が通貨の基本部分を構成しており、したがって本国でも植民地でも、発券銀行が経済開発＝成長のための金融機関として本質的な役割を果たし続けていた。

## 経営代理制度と植民地資本

小池賢治

植民地資本の特徴を経営代理制度（以下、代理制）という特異な企業経営様式の側面から再検討することがこの報告の狙いである。アジアのイギリス植民地において企業活動の最大の担い手であった代理商会 agency house は必要資本規模の大きな事業の企業化に際して、いわゆる代理制の導入を図った。代理商会は、自ら発起し出資する企業との間で、経営全般の代理契約を結ぶことで、二つの目的を達成することができた。その企業の経営権の半永久的支配と手数料名義による企業利潤の確実な吸収である。

代理商会自体の組織はパートナーシップか株式を公募しない会社とされたのに対し、経営を代理される事業会社の方は本国と植民地の双方の投資家から広く資金を吸収すべく株式公募会社とされた。こうして彼らは設立時に引き受けた株式を漸次、売り放ち、その資金で新しい会社を起業するという方式で多数の企業を傘下に収めていった。彼らの出資がネグリジブルでも代理制によって彼らは経営権と手数料を保証されたのである。

本質的には「外来」であり、そうである限り、植民地の公式の制度としての会社法よりも、自分たちの故郷の人的なネットワークと結合した「合股」などの非公式の制度を選好することはむしろ当然であった。そこでは、「会社法」自体が機能しうる経済的・社会的条件を欠いていたのである。

## インドシナ銀行と植民地開発

権上康男

インドシナ銀行は1875年に仏領コーチシナの発券銀行として設立された。設立したのはパリの2つの株式銀行である。同行は発足後しばらくは目立たない一植民地銀行としてとどまっていたが、1900年に通常の商業銀行業務の他に投資銀行業務を許されたのを契機に、以後大きな変貌を遂げる。すなわち、一方でスエズ以東のアジアの広域に支店網を広げるとともに、他方で、その活動の主要舞台となったインドシナ植民地において企業集団を組織し、植民地市場を独占的に支配する一大コンツェルンに成長する。この結果インドシナ植民地は、慎重さを旨とする特権銀行によって支配された、閉鎖的な、ダイナミズムを欠落させた市場と化し、とりわけ1930年代後半には、フランス本国政府および植民地政府が掲げる開発構想——自由な小農民の成長を基軸とする経済発展がその内容——とは似ても似つかぬ存在になろうとしていた。このようなインドシナ銀行の特異な発展とそれが植民地経済にもたらした影響は、フランスに特徴的な（とくにイギリスとは対照的な）銀行および通貨にかかわる2つの制度的な要因と深くかかわっていた。第1に、植民地銀行制度が「一植民地一（発券）銀行主義」をとっていたために、競争銀行の植民地参入が妨げられ、植民地（発券）銀行による金融市場の独占を許すことになった。第2に、フランスでは預金通貨の発達が遅く、第2次世界大戦にいたるまで銀行券が通貨の基本部分を構成しており、したがって本国でも植民地でも、発券銀行が経済開発＝成長のための金融機関として本質的な役割を果たし続けていた。

## 経営代理制度と植民地資本

小池賢治

植民地資本の特徴を経営代理制度（以下、代理制）という特異な企業経営様式の側面から再検討することがこの報告の狙いである。アジアのイギリス植民地において企業活動の最大の担い手であった代理商会 agency house は必要資本規模の大きな事業の企業化に際して、いわゆる代理制の導入を図った。代理商会は、自ら発起し出資する企業との間で、経営全般の代理契約を結ぶことで、二つの目的を達成することができた。その企業の経営権の半永久的支配と手数料名義による企業利潤の確実な吸収である。

代理商会自体の組織はパートナーシップか株式を公募しない会社とされたのに対し、経営を代理される事業会社の方は本国と植民地の双方の投資家から広く資金を吸収すべく株式公募会社とされた。こうして彼らは設立時に引き受けた株式を漸次、売り放ち、その資金で新しい会社を起業するという方式で多数の企業を傘下に収めていった。彼らの出資がネグリジブルでも代理制によって彼らは経営権と手数料を保証されたのである。

本質的には「外来」であり、そうである限り、植民地の公式の制度としての会社法よりも、自分たちの故郷の人的なネットワークと結合した「合股」などの非公式の制度を選好することはむしろ当然であった。そこでは、「会社法」自体が機能しうる経済的・社会的条件を欠いていたのである。

## インドシナ銀行と植民地開発

権上康男

インドシナ銀行は1875年に仏領コーチシナの発券銀行として設立された。設立したのはパリの2つの株式銀行である。同行は発足後しばらくは目立たない一植民地銀行としてとどまっていたが、1900年に通常の商業銀行業務の他に投資銀行業務を許されたのを契機に、以後大きな変貌を遂げる。すなわち、一方でスエズ以東のアジアの広域に支店網を広げるとともに、他方で、その活動の主要舞台となったインドシナ植民地において企業集団を組織し、植民地市場を独占的に支配する一大コンツェルンに成長する。この結果インドシナ植民地は、慎重さを旨とする特権銀行によって支配された、閉鎖的な、ダイナミズムを欠落させた市場と化し、とりわけ1930年代後半には、フランス本国政府および植民地政府が掲げる開発構想——自由な小農民の成長を基軸とする経済発展がその内容——とは似ても似つかぬ存在になろうとしていた。このようなインドシナ銀行の特異な発展とそれが植民地経済にもたらした影響は、フランスに特徴的な（とくにイギリスとは対照的な）銀行および通貨にかかわる2つの制度的な要因と深くかかわっていた。第1に、植民地銀行制度が「一植民地一（発券）銀行主義」をとっていたために、競争銀行の植民地参入が妨げられ、植民地（発券）銀行による金融市場の独占を許すことになった。第2に、フランスでは預金通貨の発達が遅く、第2次世界大戦にいたるまで銀行券が通貨の基本部分を構成しており、したがって本国でも植民地でも、発券銀行が経済開発＝成長のための金融機関として本質的な役割を果たし続けていた。

## 経営代理制度と植民地資本

小池賢治

植民地資本の特徴を経営代理制度（以下、代理制）という特異な企業経営様式の側面から再検討することがこの報告の狙いである。アジアのイギリス植民地において企業活動の最大の担い手であった代理商会 agency house は必要資本規模の大きな事業の企業化に際して、いわゆる代理制の導入を図った。代理商会は、自ら発起し出資する企業との間で、経営全般の代理契約を結ぶことで、二つの目的を達成することができた。その企業の経営権の半永久的支配と手数料名義による企業利潤の確実な吸収である。

代理商会自体の組織はパートナーシップか株式を公募しない会社とされたのに対し、経営を代理される事業会社の方は本国と植民地の双方の投資家から広く資金を吸収すべく株式公募会社とされた。こうして彼らは設立時に引き受けた株式を漸次、売り放ち、その資金で新しい会社を起業するという方式で多数の企業を傘下に収めていった。彼らの出資がネグリジブルでも代理制によって彼らは経営権と手数料を保証されたのである。

イギリスおよびインドの学者は代理制の起源と存続を植民地における有能な経営者や資金の不足に求めてきた。私は上記の二つの目的から代理商会が経営の委託を仮構したのではないかと考えている。

代理制はイギリス植民地のみならず、フィリピンや部分的にはタイにもトランシスファーされ、また欧米の代理商会のみならずインドでは植民地の企業家にも踏襲されていった。代理制はリスクの多きい植民地での企業経営を担った機能資本家に対し、経営権と経営果実を保証した点で大きな歴史的意義を持つものであった。反面、企業の正常な再生産が無視され、売上高にリンクされた手数料の吸収がしばしば優先されたという意味で、商人資本的な産業資本の経営システムであった。

#### 参考文献

- (1) 小池賢治『経営代理制度論』アジア経済研究所、1979年
- (2) 同「フィリピンの財閥経営」『アジア経済』第24巻12号、1983年12月。
- (3) 同「イギリス植民地商社系企業集団の所有と経営」(山田秀雄編著、『イギリス帝国経済の構造』新評論、1986年)。

### 植民地期東南アジアへの日系企業の進出—予備的考察— 清水 元

植民地期東南アジアへの日系企業の進出については、これまで必ずしも十分な研究がなされてきたとは言えず、その実態を概観するための統計すら整備されていないのが実情である。その欠を埋めるべく、本報告では、外務省通商局「海外日本実業者之調査」、「在外本邦実業者調」に依拠して、投資規模の推計、投資の諸形態、資本系統などを眺めることによってその全体像への第1次の接近を試みた。このサーベイから明らかになったことは次の2点である。①日系企業の総投資規模は、欧米諸国とのそれに比べれば、圧倒的に小さく、しかもそれらは、栽培業を除けば、鉱物資源にしても、林業、漁業にしても、欧米資本が採算上開発に着手しなかった未開発資源の開発に向けられていた。②さらに、進出企業の形態も、一部国策会社的な資本系統を有する企業が見られるにせよ、大部分は民間企業によるものであって、現地蓄積型の資本すら少なくなかった。これらの点からいって、当時の日系企業の東南アジア進出は「資源略奪」的であったとも、「経済侵略」的であったとも言えず、また政府借款を尖兵として資本進出を果たした对中国投資のような、いわゆる「帝国主義」的な進出とも趣きを異にしていた。しかも、シンガポールに進出した商業企業の動態を見るかぎり、日系企業は時々の市場条件に敏感に反応した経済合理的な行動様式を取っており、決して市場攪乱的ではなかった。そのうえ、日本製品の貿易は実際にはシンガポールの中継貿易のなかで相対的に小さい比重しか占めておらず、シンガポールの後背地マラヤの流通網も基本的には華人、インド人商人の手中にあって日本の進出に対する強固な防壁になっていた。とすれば、シンガポールで見るかぎり、日本の商業企業と日本製品の進出もまた実際には、通常言われているほどには大きな経済的脅威だったとは思われない。日本の進出に起因して1930年代の東南アジア各地で激化した「経済摩擦」の真の要因が何であったのかが改めて問われ

イギリスおよびインドの学者は代理制の起源と存続を植民地における有能な経営者や資金の不足に求めてきた。私は上記の二つの目的から代理商会が経営の委託を仮構したのではないかと考えている。

代理制はイギリス植民地のみならず、フィリピンや部分的にはタイにもトランスファーされ、また欧米の代理商会のみならずインドでは植民地の企業家にも踏襲されていった。代理制はリスクの多きい植民地での企業経営を担った機能資本家に対し、経営権と経営果実を保証した点で大きな歴史的意義を持つものであった。反面、企業の正常な再生産が無視され、売上高にリンクされた手数料の吸収がしばしば優先されたという意味で、商人資本的な産業資本の経営システムであった。

#### 参考文献

- (1) 小池賢治『経営代理制度論』アジア経済研究所、1979年
- (2) 同「フィリピンの財閥経営」『アジア経済』第24巻12号、1983年12月。
- (3) 同「イギリス植民地商社系企業集団の所有と経営」(山田秀雄編著、『イギリス帝国経済の構造』新評論、1986年)。

### 植民地期東南アジアへの日系企業の進出—予備的考察— 清水 元

植民地期東南アジアへの日系企業の進出については、これまで必ずしも十分な研究がなされてきたとは言えず、その実態を概観するための統計すら整備されていないのが実情である。その欠を埋めるべく、本報告では、外務省通商局「海外日本実業者之調査」、「在外本邦実業者調」に依拠して、投資規模の推計、投資の諸形態、資本系統などを眺めることによってその全体像への第1次の接近を試みた。このサーベイから明らかになったことは次の2点である。①日系企業の総投資規模は、欧米諸国とのそれに比べれば、圧倒的に小さく、しかもそれらは、栽培業を除けば、鉱物資源にしても、林業、漁業にしても、欧米資本が採算上開発に着手しなかった未開発資源の開発に向けられていた。②さらに、進出企業の形態も、一部国策会社的な資本系統を有する企業が見られるにせよ、大部分は民間企業によるものであって、現地蓄積型の資本すら少なくなかった。これらの点からいって、当時の日系企業の東南アジア進出は「資源略奪」的であったとも、「経済侵略」的であったとも言えず、また政府借款を尖兵として資本進出を果たした对中国投資のような、いわゆる「帝国主義」的な進出とも趣きを異にしていた。しかも、シンガポールに進出した商業企業の動態を見るかぎり、日系企業は時々の市場条件に敏感に反応した経済合理的な行動様式を取っており、決して市場攪乱的ではなかった。そのうえ、日本製品の貿易は実際にはシンガポールの中継貿易のなかで相対的に小さい比重しか占めておらず、シンガポールの後背地マラヤの流通網も基本的には華人、インド人商人の手中にあって日本の進出に対する強固な防壁になっていた。とすれば、シンガポールで見るかぎり、日本の商業企業と日本製品の進出もまた実際には、通常言われているほどには大きな経済的脅威だったとは思われない。日本の進出に起因して1930年代の東南アジア各地で激化した「経済摩擦」の真の要因が何であったのかが改めて問われ

なくてはならない。

## 戦前期タイの登記企業分析：1912—33年——末廣 昭

第2次大戦以前のタイ経済に関する研究は、そのほとんどが経済政策の推移か貿易・財政の変化の分析に集中している。個別産業や企業活動の側面からタイ経済を捉え直そうとする研究はまだ皆無に近い。

幸いタイでは、1901年から11年までの間に設立された勅許会社は『年次別勅律集』に、また「1912年会社法」にもとづいて設立された株式非公開会社、有限パートナーシップ、登記済み普通パートナーシップは『官報』に、それぞれ発起人、役員、事業内容、資本金などが掲載されている。1933年までに登記された企業の数は、勅許会社が20社、株式非公開会社が164社、有限パートナーシップが94社ときわめて少ないが、当時の企業活動がいかなるグループによって、またどのような分野で展開されていたかを知る上では貴重な資料である。

これらの資料の分析をつうじて得られたいいくつかの結果は、つぎのとおりである。① 戦前のタイの3大輸出品であるコメ、チーク材、スズのうち、精米業を支配する中国人は家族企業形態をとり、また製材、スズ採掘を支配するヨーロッパ人企業は国外で発起しているため、タイの登記企業資料にはほとんど登場しない。②人種別（ヨーロッパ人、インド人、中国人、タイ人）、階層別（王族、勅任官吏、平民）に発起人・役員の分布をみると、同一の人種のみによる企業発起は、中国姓をもつもの、ヨーロッパ人、タイ姓をもつものの順に多い。③ただし、異なる人種・階層に所属するもの同士が、不足する経営資源（資金、技術、市場ノウハウ、政治権力）を求めて相互に結合する合弁企業形態も数多くみられる。したがって、中国人（華僑）による排他的な企業経営という従来の「印象」は改める必要がある。④1920年代後半からは、貿易・金融だけでなく映画、電力、新聞・印刷などの新分野への投資も始まり、かつ企業グループを形成している。⑤株式非公開会社に限れば、精米・製材業を除く製造業は11件を数えるに過ぎず、戦前タイにおける工業の未発達を確認することができる。

なおこうした事実は、マクロの経済統計や政策の分析からは明かにしえない点であり、登記企業分析の重要性を示すものといえよう。

---

### 資料・研究短報

---

#### 東南アジア・イスラーム研究会の活動報告（1989—90）

中村光男

1989—90年の2年間、本研究会プロパーの活動はややペースが落ちた。しかし他の学会やプロジェクトの会合への参加や共催の形によって、引き続き高い水準の研究活動やアクチュアルな問題をめぐる国際交流を行うことができた。この期間に開催された研究

なくてはならない。

## 戦前期タイの登記企業分析：1912—33年——末廣 昭

第2次大戦以前のタイ経済に関する研究は、そのほとんどが経済政策の推移か貿易・財政の変化の分析に集中している。個別産業や企業活動の側面からタイ経済を捉え直そうとする研究はまだ皆無に近い。

幸いタイでは、1901年から11年までの間に設立された勅許会社は『年次別勅律集』に、また「1912年会社法」にもとづいて設立された株式非公開会社、有限パートナーシップ、登記済み普通パートナーシップは『官報』に、それぞれ発起人、役員、事業内容、資本金などが掲載されている。1933年までに登記された企業の数は、勅許会社が20社、株式非公開会社が164社、有限パートナーシップが94社ときわめて少ないが、当時の企業活動がいかなるグループによって、またどのような分野で展開されていたかを知る上では貴重な資料である。

これらの資料の分析をつうじて得られたいいくつかの結果は、つぎのとおりである。① 戦前のタイの3大輸出品であるコメ、チーク材、スズのうち、精米業を支配する中国人は家族企業形態をとり、また製材、スズ採掘を支配するヨーロッパ人企業は国外で発起しているため、タイの登記企業資料にはほとんど登場しない。②人種別（ヨーロッパ人、インド人、中国人、タイ人）、階層別（王族、勅任官吏、平民）に発起人・役員の分布をみると、同一の人種のみによる企業発起は、中国姓をもつもの、ヨーロッパ人、タイ姓をもつものの順に多い。③ただし、異なる人種・階層に所属するもの同士が、不足する経営資源（資金、技術、市場ノウハウ、政治権力）を求めて相互に結合する合弁企業形態も数多くみられる。したがって、中国人（華僑）による排他的な企業経営という従来の「印象」は改める必要がある。④1920年代後半からは、貿易・金融だけでなく映画、電力、新聞・印刷などの新分野への投資も始まり、かつ企業グループを形成している。⑤株式非公開会社に限れば、精米・製材業を除く製造業は11件を数えるに過ぎず、戦前タイにおける工業の未発達を確認することができる。

なおこうした事実は、マクロの経済統計や政策の分析からは明かにしえない点であり、登記企業分析の重要性を示すものといえよう。

---

### 資料・研究短報

---

#### 東南アジア・イスラーム研究会の活動報告（1989—90）

中村光男

1989—90年の2年間、本研究会プロパーの活動はややペースが落ちた。しかし他の学会やプロジェクトの会合への参加や共催の形によって、引き続き高い水準の研究活動やアクチュアルな問題をめぐる国際交流を行うことができた。この期間に開催された研究

なくてはならない。

## 戦前期タイの登記企業分析：1912—33年——末廣 昭

第2次大戦以前のタイ経済に関する研究は、そのほとんどが経済政策の推移か貿易・財政の変化の分析に集中している。個別産業や企業活動の側面からタイ経済を捉え直そうとする研究はまだ皆無に近い。

幸いタイでは、1901年から11年までの間に設立された勅許会社は『年次別勅律集』に、また「1912年会社法」にもとづいて設立された株式非公開会社、有限パートナーシップ、登記済み普通パートナーシップは『官報』に、それぞれ発起人、役員、事業内容、資本金などが掲載されている。1933年までに登記された企業の数は、勅許会社が20社、株式非公開会社が164社、有限パートナーシップが94社ときわめて少ないが、当時の企業活動がいかなるグループによって、またどのような分野で展開されていたかを知る上では貴重な資料である。

これらの資料の分析をつうじて得られたいいくつかの結果は、つぎのとおりである。① 戦前のタイの3大輸出品であるコメ、チーク材、スズのうち、精米業を支配する中国人は家族企業形態をとり、また製材、スズ採掘を支配するヨーロッパ人企業は国外で発起しているため、タイの登記企業資料にはほとんど登場しない。②人種別（ヨーロッパ人、インド人、中国人、タイ人）、階層別（王族、勅任官吏、平民）に発起人・役員の分布をみると、同一の人種のみによる企業発起は、中国姓をもつもの、ヨーロッパ人、タイ姓をもつものの順に多い。③ただし、異なる人種・階層に所属するもの同士が、不足する経営資源（資金、技術、市場ノウハウ、政治権力）を求めて相互に結合する合弁企業形態も数多くみられる。したがって、中国人（華僑）による排他的な企業経営という従来の「印象」は改める必要がある。④1920年代後半からは、貿易・金融だけでなく映画、電力、新聞・印刷などの新分野への投資も始まり、かつ企業グループを形成している。⑤株式非公開会社に限れば、精米・製材業を除く製造業は11件を数えるに過ぎず、戦前タイにおける工業の未発達を確認することができる。

なおこうした事実は、マクロの経済統計や政策の分析からは明かにしえない点であり、登記企業分析の重要性を示すものといえよう。

---

### 資料・研究短報

---

#### 東南アジア・イスラーム研究会の活動報告（1989—90）

中村光男

1989—90年の2年間、本研究会プロパーの活動はややペースが落ちた。しかし他の学会やプロジェクトの会合への参加や共催の形によって、引き続き高い水準の研究活動やアクチュアルな問題をめぐる国際交流を行うことができた。この期間に開催された研究

会その他は以下の通りである（なお1990年度より研究会の回数に講演会その他の会合も入れて通算することとした）。

### 1989年

- 1月23日 ヌルホリス・マジッド博士（LIPI=インドネシア科学院上級研究員），国際セミナー「都市性とムスリム社会運動」（文部省科学研究費重点領域研究「イスラームの都市性」総括班・K班共催，於東京大学東洋文化研究所）においてメイン・レポーターとして報告（英文報告書有り）。
- 1月28日 ヌルホリス・マジッド博士，上智大学アジア文化研究所主催のイスラーム文化講演会にて「宗教的多元主義とイスラーム—現代インドネシア国民国家の経験—」と題して講演（英文報告書有り）。
- 4月22日 第23回研究会，西野節男（東京大学教育学部助手）  
「インドネシアのイスラーム教育における学校制度の導入について」（博士論文要旨の報告），於東京大学教育学部。
- 5月27日 第24回研究会，坂井隆（群馬県埋蔵文化財調査事業団主任研究員）  
「考古学からみたインドネシア初期イスラーム都市の形成過程—最近の発掘調査の現場から—」（「イスラームの都市性」V班と共催），於東京大学東洋文化研究所（報告書有り）。
- 7月15日 第25回研究会，西村重夫（九州大学教育学部助教授）  
「インドネシア共和国の公立学校におけるイスラーム教育」（東南アジア史学会関東例会・「イスラームの都市性」V班と共催），於上智大学アジア文化研究所（報告書有り）。
- 10月7日 第26回研究会，中村緋紗子（学習院大学法学部非常勤講師）  
「インドネシアにおけるイスラーム宗教裁判所法案 RUUPA について」  
（「イスラームの都市性」V班と共催），於東京大学東洋文化研究所（報告書有り）。
- 10月18日 第27回研究会，インドネシア研究会との共催，スチプト・ウイロサルジョノ氏（インドネシア中央統計局副局長）をかこむ討論会「Cendekiawan Islam Indonesia Masa Kini : Pikiran dan Peranannya（現代インドネシアにおけるイスラーム知識人の社会的位置と役割について）」，インドネシア研究会との共催，於アジア経済研究所。

### 1990年

- 3月14日 第28回研究会，タウフィック・アブドゥラ博士（インドネシア科学院上級研究員・京都大学東南アジア研究センター外国人研究員），「Toward an Intellectual History of Islam in Southeast Asia」，於東京大学東洋文化研究所。
- 5月18日 第29回研究会，イスマイル・ホセーン・ファドル（慶應義塾大学大学院），「フィリピンにおける国民形成とエスニシティ：マルコス政権下のモロ問題（1972-86）」，コメンテーター：早瀬普三（鹿児島大学教養部助教授），藤原帰一（千葉大学法経学部助教授），於東京大学東洋文化研究所。

11月17日 第30回研究会，富沢寿勇（静岡県立大学国際関係学部助教授），「東南アジア王権研究の諸問題—イスラームと非イスラームの視点から—」於東京大学東洋文化研究所。

11月30日 第31回研究会，アンソニー・ジョンズ教授（オーストラリア国立大学アジア研究学部学部長），「Study of Islam in Southeast Asia : Problems and Prospects」，於東京大学東洋文化研究所（英文報告書有り）。

上記のうち研究報告書が刊行されている分に関しては、コピーの配布が可能である。希望される方は、下記まで連絡されたい。また本研究会は1991年度も活発に研究会活動を続ける予定である。入会希望者、会の活動について知りたい方は、下記まで連絡されたい。

東南アジア・イスラーム研究会

〒102 東京都千代田区四番町8四番町住宅110

中村光男  
電話 (03) 5276-2172

[付記] 上記のアンソニー・ジョンズ教授は文部省招聘の外国人研究者として、本年10月1日から3ヵ月間千葉大学に滞在し、東南アジアのイスラームに関する特別講義を行うこととなった。詳細に関しては中村まで。(1991. 3. 31記)

## 「早稲田大学東南アジア地域研究者フォーラム」の活動

山田 均

早稲田大学で東南アジア地域研究を志す若手研究者の間で待望されていた「早稲田大学東南アジア地域研究者フォーラム」が、一昨年よりの準備・意見調整を経て、平成2年4月23日に教員6名、大学院生10名のメンバーによって発足した。これは、早稲田大学大学院生が中心となり、後藤乾一社会科学研究所教授、中原道子国際部教授、伊東照司東京外国语大学講師の協力・後援のもと、専攻の異なるもの同士の自主的な意見発表・情報交換を通じて、互いの研究の幅をひろげる目的で作られた自主的な研究発表の場である。

第1回会合で、発起人である後藤乾一教授からの趣旨説明があり、続いて会合の名称決定、事務局を社会科学研究所後藤研究室に設置すること、会費は月200円とすること、隔月曜の午後6時より例会を開き1-2名が発表・報告を行うことなど、以後の運営に関する具体的な打ち合わせが行なわれた。第2回以下、各回の発表者と題目は次の通り。なお、場所は毎回、早稲田大学文学部キャンパスにある大学院生ラウンジの奥「第3研究室」を使用している。

5月14日 山田 均（文学研究科東洋哲学専攻博士課程）

「ラーマ3世期のタイ仏教界」

5月28日 山崎 功（法学研究科修士課程）

「木村宏恒『インドネシア現代政治の構造』書評」

6月11日 小座野八光（政治経済学部経済学科）

11月17日 第30回研究会，富沢寿勇（静岡県立大学国際関係学部助教授），「東南アジア王権研究の諸問題—イスラームと非イスラームの視点から—」於東京大学東洋文化研究所。

11月30日 第31回研究会，アンソニー・ジョンズ教授（オーストラリア国立大学アジア研究学部学部長），「Study of Islam in Southeast Asia : Problems and Prospects」，於東京大学東洋文化研究所（英文報告書有り）。

上記のうち研究報告書が刊行されている分に関しては、コピーの配布が可能である。希望される方は、下記まで連絡されたい。また本研究会は1991年度も活発に研究会活動を続ける予定である。入会希望者、会の活動について知りたい方は、下記まで連絡されたい。

東南アジア・イスラーム研究会

〒102 東京都千代田区四番町8四番町住宅110

中村光男  
電話 (03) 5276-2172

[付記] 上記のアンソニー・ジョンズ教授は文部省招聘の外国人研究者として、本年10月1日から3ヶ月間千葉大学に滞在し、東南アジアのイスラームに関する特別講義を行うこととなった。詳細に関しては中村まで。(1991. 3. 31記)

## 「早稲田大学東南アジア地域研究者フォーラム」の活動

山田 均

早稲田大学で東南アジア地域研究を志す若手研究者の間で待望されていた「早稲田大学東南アジア地域研究者フォーラム」が、一昨年よりの準備・意見調整を経て、平成2年4月23日に教員6名、大学院生10名のメンバーによって発足した。これは、早稲田大学大学院生が中心となり、後藤乾一社会科学研究所教授、中原道子国際部教授、伊東照司東京外国语大学講師の協力・後援のもと、専攻の異なるもの同士の自主的な意見発表・情報交換を通じて、互いの研究の幅をひろげる目的で作られた自主的な研究発表の場である。

第1回会合で、発起人である後藤乾一教授からの趣旨説明があり、続いて会合の名称決定、事務局を社会科学研究所後藤研究室に設置すること、会費は月200円とすること、隔月曜の午後6時より例会を開き1-2名が発表・報告を行うことなど、以後の運営に関する具体的な打ち合わせが行なわれた。第2回以下、各回の発表者と題目は次の通り。なお、場所は毎回、早稲田大学文学部キャンパスにある大学院生ラウンジの奥「第3研究室」を使用している。

5月14日 山田 均（文学研究科東洋哲学専攻博士課程）

「ラーマ3世期のタイ仏教界」

5月28日 山崎 功（法学研究科修士課程）

「木村宏恒『インドネシア現代政治の構造』書評」

6月11日 小座野八光（政治経済学部経済学科）

「インドネシアにおける規制緩和政策」

6月25日 舛谷 錠（東洋大学文学研究科中国文学専攻修士課程）

「馬華文学研究の深化と現状」

7月9日 李 東植（理工学研究科建築学専攻修士課程）

「バリ島近代化における集落構成変化の研究」

7月中盤より9月末までフォーラムも夏休みを取り、各自のフィールドで調査・資料収集に従事した。この期間、海外での調査を行なった会員と地域は次のとおり。

中原（マレーシア）、伊東（インド）、菊地（フィリピン）、山田（タイ・インド）、青木（タイ）、舛谷（マレーシア・シンガポール）、山崎（インドネシア）、糸林（マレーシア・インドネシア）、サイフル（フィリピン）

10月1日 舛谷 錠（東洋大学文学研究科中国文学専攻修士課程）

調査報告「マレーシア華人作家の生活」

山田 均（文学研究科東洋哲学専攻博士課程）

調査報告「南インドの旅行から—宗教歌謡を中心にして—」

10月15日 サイフル・バハリ・アマッド（法学研究科修士課程）

調査報告「スールー諸島の現況」

10月29日 劉 冰（社会科学研究所外国人研究員）

「30年代、40年代における東南アジア華僑の反日運動—マラヤを中心として—」

10月30日-31日 第1回合宿（於東京都立青梅青年の家）

30日は、玉堂記念館・御岳峡谷・銘酒「澤の井」本店などを見物し、夜、次の基調講演があった後、各々地域学と自らの研究について、意見と展望を述べた。

基調講演 後藤乾一（社会科学研究所教授）「地域学に何ができるか」

基調講演は講師自身のきわめて個人史的な部分から、研究史、研究者たちの視点の推移、地域研究の未来像までを含む広範なものであり、参加者に感銘を与えた。その後の討論は午前2時に至るまで続き、さらに有志は明け方まで白熱した議論を続けた。

31日は、午前中を前日の続きで意見交換に費やし、午後は鉄道公園や青梅峡谷散策などで楽しく過ごした。参加者は7人と小数ではあったが、内容は充実した満足できるものであった。次の合宿は4月頃を予定している。

11月18日 糸林營史（文学研究科考古学専攻修士課程）

調査報告「マレーシア海上民族の人類学的研究」

12月3日 山田 均（文学研究科東洋哲学専攻博士課程）

「タイの国法と仏教僧団」

12月17日 青木秀生（経済学研究科修士課程）

「タイの経済発展と政府の役割」

以上、1回の合宿と12回の定期例会を開催することができ、最初の1年にしては上出来ではないかと考えている。定期例会にはオブザーバーも含めて毎回15名前後の会員が集まっている。今後も、益々多岐に渡った発表が続き、互いの刺激の場になり得るよう

に希望するとともに、会員の数も、オブザーバー参加の学部学生諸君も含めて、今少し増えるように、毎回の例会の掲示を学内に行なうことを考えている。また、今後の展望としては、フォーラムの活動や予定、海外情報などを雑然と掲載するハガキ通信「フォーラム・レター」を刊行すること、年に2回程度、学外からの講師を招いて（必ずしも研究者に限らない）の講演会を開催することなどがあげられるが、いずれにせよ、息の長い堅実な活動を心掛けねばならないと話し合っている。

(連絡先 〒162 東京都新宿区西早稲田1-6-1  
早大社会科学研究所後藤研究室 ☎03-3203-4141)

## 「タイ・セミナー'90」開催さる——北原 淳・赤木 攻

昨年1990年8月1日～2日に愛知県蒲郡にて「タイ・セミナー'90」が36名の参加者をもって行われた。

東南アジア史学会のなかにもすでにいくつかの国別の研究会の動きがあるようだが、タイ研究の分野でも若手研究者が大幅にふえた。タイ研究を志す大学院生もふえたが必ずしも周囲にタイ研究を専門とする指導教官や相談相手に恵まれない人も多い。こうした事情から、ぜひともタイ研究者が一堂に会して研究発表をしたり意見交換をする場が欲しいという声があがっていた。そこでとりあえず昨年1990年に北原・赤木が世話人となって、さしあたり学会という堅苦しい形式にはとらわれずに、毎年夏に合宿研究会を開いてはどうかと呼びかけた。7月初旬に東南アジア史学会等の名簿や口コミ情報によってタイ研究者約120名をリストアップして案内を郵送して呼びかけたが、やや時期的に遅かったので、すでに航空券の予約をしてタイ調査旅行を計画してしまった人もかなりあった。それでもごく一部の学部生、多くの大学院生、中堅・ベテラン研究者等合計36名の参加をえることができ、日本のタイ研究の層が格段と厚くなつたことを実感させた。

セミナーの目的は呼びかけ文によれば次の通りであった。

- (1)世界、タイ国内、日本のタイ研究の諸分野での研究動向、新しい方法論、視点等をフォローする。
- (2)タイ国、タイ族の諸分野における歴史上の、あるいは最近の事実関係についての掘り下げや発見を行う。
- (3)上記の目的に沿って特定のテーマ（研究動向、方法論・視点、事実関係等）についての個人発表を行い、討論を行う。

当日の研究発表とコメントは以下の通りであった。

### 8月1日

[発表：歴史部門]

高橋 正樹「19世紀前半におけるバンコク王朝の政治秩序：交易港と権威交易体制」  
小泉 順子「19世紀末東北タイにおけるクラー商人の交易活動」

[コメント]

に希望するとともに、会員の数も、オブザーバー参加の学部学生諸君も含めて、今少し増えるように、毎回の例会の掲示を学内に行なうことを考えている。また、今後の展望としては、フォーラムの活動や予定、海外情報などを雑然と掲載するハガキ通信「フォーラム・レター」を刊行すること、年に2回程度、学外からの講師を招いて（必ずしも研究者に限らない）の講演会を開催することなどがあげられるが、いずれにせよ、息の長い堅実な活動を心掛けねばならないと話し合っている。

(連絡先 〒162 東京都新宿区西早稲田1-6-1  
早大社会科学研究所後藤研究室 ☎03-3203-4141)

## 「タイ・セミナー'90」開催さる——北原 淳・赤木 攻

昨年1990年8月1日～2日に愛知県蒲郡にて「タイ・セミナー'90」が36名の参加者をもって行われた。

東南アジア史学会のなかにもすでにいくつかの国別の研究会の動きがあるようだが、タイ研究の分野でも若手研究者が大幅にふえた。タイ研究を志す大学院生もふえたが必ずしも周囲にタイ研究を専門とする指導教官や相談相手に恵まれない人も多い。こうした事情から、ぜひともタイ研究者が一堂に会して研究発表をしたり意見交換をする場が欲しいという声があがっていた。そこでとりあえず昨年1990年に北原・赤木が世話人となって、さしあたり学会という堅苦しい形式にはとらわれずに、毎年夏に合宿研究会を開いてはどうかと呼びかけた。7月初旬に東南アジア史学会等の名簿や口コミ情報によってタイ研究者約120名をリストアップして案内を郵送して呼びかけたが、やや時期的に遅かったので、すでに航空券の予約をしてタイ調査旅行を計画してしまった人もかなりあった。それでもごく一部の学部生、多くの大学院生、中堅・ベテラン研究者等合計36名の参加をえることができ、日本のタイ研究の層が格段と厚くなつたことを実感させた。

セミナーの目的は呼びかけ文によれば次の通りであった。

- (1)世界、タイ国内、日本のタイ研究の諸分野での研究動向、新しい方法論、視点等をフォローする。
- (2)タイ国、タイ族の諸分野における歴史上の、あるいは最近の事実関係についての掘り下げや発見を行う。
- (3)上記の目的に沿って特定のテーマ（研究動向、方法論・視点、事実関係等）についての個人発表を行い、討論を行う。

当日の研究発表とコメントは以下の通りであった。

### 8月1日

[発表：歴史部門]

高橋 正樹「19世紀前半におけるバンコク王朝の政治秩序：交易港と権威交易体制」  
小泉 順子「19世紀末東北タイにおけるクラー商人の交易活動」

[コメント]

石井 米雄「東南アジアにおける交易と国家形成」

[研究事情紹介]

北原 淳「第4回タイ研究国際会議（1990年5月11日～13日於中国昆明市）報告」

加藤久美子「同会議に参加して：中華人民共和国領域内のタイ族に関する研究」

8月2日

[発表：社会科学部門]

関 泰子「タイ農村社会の『伝統的性格』の変容をめぐって：チェンマイ県サラピー郡クアムン村クアムン区を事例に」

[コメント]

武邑 尚彦「東北タイ農村の場合と比較して」

[発表：文学・文化部門]

友部 愛「チンドマニー諸本考」

[コメント]

野津 幸治「チンドマニー研究事情」

高橋報告は、バンコク王朝がその初期から「交易港」を管理し、「権威交易」を通じて経済権益の独占をはかり「権威交易体制」を拡大させていったが、それはラーマ3世期以降の華僑徴税請負制度の広範な採用と華僑の王権秩序への参入によって促進された、と述べた。また小泉報告は開港後の東北においてビルマ系クラー商人の水牛交易が活発化した史実を跡づけ、自給自足的という東北の地域経済像の再検討を提起した。

関報告は北タイ農村で現在は消滅したキンカオ・ファナー慣行を聞き取りによって再現し、それが土地相続後に親を扶養するという意味があったとし、「屋敷地共住集団」を伝統的とする見解に疑問を呈した。

友部報告はアユタヤ王朝のナラーイ王のときからバンコク王朝のラーマ5世王のころまで使われたタイ語の教科書ともいべきチンドマニーの諸本について10点の異本と類本、関連本、発展本を分類して、その内容を比較検討し、教科書として洗練されて行った経過を明らかにした。

いずれの報告も力作揃いであり、若手研究者の力量を示すものであった。

今年1991年については、セミナーの場での合意により、「タイ・セミナー'91」として再び蒲郡で開催することになり、連続して世話役をするよう要望された両名は、7月14日(日)～15日(月)を計画している。関係各位の参加をおねがいする次第である。

## 地区例会・研究会活動状況

### 関東地区

鈴木恒之

関東例会は、東京女子大学文理学部に会場を借り、昨年10月以降の月例会を下記のとおりに開催した。今後とも、多彩な発表者、テーマによる例会を目指すことを期してお

石井 米雄「東南アジアにおける交易と国家形成」

[研究事情紹介]

北原 淳「第4回タイ研究国際会議（1990年5月11日～13日於中国昆明市）報告」

加藤久美子「同会議に参加して：中華人民共和国領域内のタイ族に関する研究」

8月2日

[発表：社会科学部門]

関 泰子「タイ農村社会の『伝統的性格』の変容をめぐって：チェンマイ県サラピー郡クアムン村クアムン区を事例に」

[コメント]

武邑 尚彦「東北タイ農村の場合と比較して」

[発表：文学・文化部門]

友部 愛「チンドマニー諸本考」

[コメント]

野津 幸治「チンドマニー研究事情」

高橋報告は、バンコク王朝がその初期から「交易港」を管理し、「権威交易」を通じて経済権益の独占をはかり「権威交易体制」を拡大させていったが、それはラーマ3世期以降の華僑徴税請負制度の広範な採用と華僑の王権秩序への参入によって促進された、と述べた。また小泉報告は開港後の東北においてビルマ系クラー商人の水牛交易が活発化した史実を跡づけ、自給自足的という東北の地域経済像の再検討を提起した。

関報告は北タイ農村で現在は消滅したキンカオ・ファナー慣行を聞き取りによって再現し、それが土地相続後に親を扶養するという意味があったとし、「屋敷地共住集団」を伝統的とする見解に疑問を呈した。

友部報告はアユタヤ王朝のナラーイ王のときからバンコク王朝のラーマ5世王のころまで使われたタイ語の教科書ともいべきチンドマニーの諸本について10点の異本と類本、関連本、発展本を分類して、その内容を比較検討し、教科書として洗練されて行った経過を明らかにした。

いずれの報告も力作揃いであり、若手研究者の力量を示すものであった。

今年1991年については、セミナーの場での合意により、「タイ・セミナー'91」として再び蒲郡で開催することになり、連続して世話役をするよう要望された両名は、7月14日(日)～15日(月)を計画している。関係各位の参加をおねがいする次第である。

## 地区例会・研究会活動状況

### 関東地区

鈴木恒之

関東例会は、東京女子大学文理学部に会場を借り、昨年10月以降の月例会を下記のとおりに開催した。今後とも、多彩な発表者、テーマによる例会を目指すことを期してお

ります。

1990年10月27日 北川 香子「ポスト・アンコール期のカンボジアにおける諸タイトルについて」

11月24日 中澤 政樹「マレー村落社会における統合と分散の原理—イスラム化運動の拡大を中心に—」

1991年3月30日 桜井由躬雄「13C紅河デルタ開拓の局面—東北デルタの輪中化—」

## 中部地区————棚木瑞生

### 東南アジア研究会報告

二ヶ月に一度の研究会を開いていますが、会社員や税務署職員など大学以外に職場を持っている人たちが多数参加しているのが本会の特色です。ここ三回の出席者は14, 5から20余名と昨年と余り変わりはありません。

本年1月19日の例会後には南山大学食堂で久しぶりに懇親会を開きました。

最近三回の研究会報告のテーマは次のとおりです。

第60回 11月17日 「日本軍政下の昭南島（シンガポール）における文化工作」  
明石陽至氏（南山大学）

第61回 1月19日 「アセアンの経済発展と産業構造の高度化」  
足立文彦氏（名古屋大学）

第62回 3月23日 「マレーシアにおけるイスラム狂信グループの活動」  
中澤正樹氏（マレーシア国民大学）

## 関西地区————倉沢愛子

関西地区では、平成2年11月以降摂南大学に於て5回の例会が開催され、下記のような話題が提供された。

11月10日(土) 「ビルマの精霊の祭り」

田村克己（国立民族学博物館）

12月22日(土) 「英国小説のなかのインド・東南アジア—“白人の責務”から“支配する者が腐る”まで—」

小泉允雄（摂南大学）

1月26日(土) 「タイにとっての泰緬鉄道」

吉川利治（大阪外国語大学）

2月9日(土) 「タイ近代化をめぐるマルクス主義の視点」

北原 淳（神戸大学）

3月23日(土) 「日比賠償外交交渉 1949-1956年」

吉川洋子（京都産業大学）

いずれも20~30名の出席者を得ている。この、月に1回の例会とは別に、大阪外国语

大学の吉川利治氏を中心に、同大学にて、スコータイ史研究会が、11月から1月まで月に1回ずつ開催された。これは、ラムカムヘン王碑文の真偽をめぐる論争との関連で、スコータイ史を再考しようという主旨で開かれているもので、2、3月は一時中断したが、4月以降継続が予定されている。

## 九州地区

橋本 卓

昨年の7月に研究会を発足させ、2か月に一度のわりで原則として2名の報告者に話題を提供していただいている。通常博多の福岡国際交流協会において開催し、年に2～3回は大分、熊本、鹿児島などでの開催を予定しており、幅広い方々の参加を目指している。最初会員数が少ない上に、広い範囲にわたって分散しているので参加人数が心配されたが、これまでのところ10人前後の参加者があり、増加の傾向にある。九州においては最近アジアへの関心が急速に高まりつつあるので、他のアジア関係研究会等との共催の研究会を実施することも検討している。

1990年7月17日 「日比関係史からみた不法労働者問題」

早瀬晋三（鹿児島大学）

10月18日 「インドネシア後期中等教育調査報告」

西村重夫（九州大学）

「日本におけるタイ研究の回顧と展望」

橋本 卓（北九州大学）

1991年1月18日 「タイ人の海外留学」

平田利文（大分大学）

「南カリマンタンにおける初期ムハマディヤ運動について」

利光正文（別府大学）

3月16日 「大東亜共栄圏とインドシナ」

田渕幸親（九州共立大学）

「シンガポール・中国関係：第3の中国から平等のパートナーへ」

田村慶子（下関市立大学）

---

### 事務局からのお願い

---

『会報』の内容充実のため、資料・研究短報欄へご寄稿下さい。

新資料に関する情報、探究資料の公開検索、内外での研究集会に関する情報や紹介（但し、本学会の組織とは直接関係なく、かつ恒常に運営されている研究会の年次報告に類するものはご遠慮下さい）、特定分野にかかる内外の新しい研究動向など、二千字程度を目処にお纏め頂き、事務局宛ご送付下さい。毎年3月末と9月末に締め切り、それぞれ5月及び11月発行の『会報』に掲載させて頂きます。

住所変更等につきましては、すみやかに事務局宛ご一報下さい。

「転居先不明」は会誌『東南アジア歴史と文化』『会報』その他各種ご案内の送付に支障をきたすことになります。ご面倒ながら、転居、転勤などの通知先に、本学会事務局も加えて頂きますようお願い申し上げます。なお、今回の変更は、4月10日までに事務局へ連絡のあった分です。

#### 退会の際には退会届けを

諸般の事情で東南アジア史学会を退会される場合には、退会届を事務局宛にお送り下さいますようお願い申し上げます。主として、『会誌』の誤配を防ぐためです。

東南アジア史学会の運営全般に関するご意見、ご要望がございましたら、事務局までご遠慮なくお寄せ下さい。

---

## 東南アジア史学会会報

1991年5月 発行

発行者 東南アジア史学会(会長 明石陽至)  
住所 〒441 愛知県豊橋市町畠町1-1  
愛知大学文学部伊東研究室内  
電話 0532-47-4111 FAX 0532-47-4132  
郵便振替 名古屋4-106244 東南アジア史学会

---